**「大阪府動物愛護管理推進計画（案）」に対する府民意見等と大阪府の考え方について**

* 募集期間：令和３年２月24日（水曜日）から令和３年３月25日（木曜日）まで
* 募集方法：電子申請、郵送、ファックス
* 募集結果：個人18名及び１団体から47件（うち公表を望まないもの13件）でした。

※このほか、本計画（案）とは関係のない意見が１件ありました。

※一人の方から内容の異なるご意見等が複数提出されている場合、その数だけご意見等を提出いただいたものとして集計しています。

寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。

〇 「飼い主の責務の徹底」についてのご意見

|  |  |
| --- | --- |
| ご意見の概要 | 大阪府の考え方 |
| 家庭での飼育も、不妊手術をしないと多頭崩壊に陥るので、一般家庭の飼猫の不妊手術も、出来る限り助成金か補助して下さい。 出来れば犬も、同じように助成金か補助をして下さい。 | 令和元年改正の動物愛護管理法第37条第1項では、「犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない」となっており、飼い主の責務と考えております。  大阪府動物愛護管理推進計画では飼い主の責務の徹底のため、令和元年改正の動物愛護管理法で明確化された繁殖防止措置をはじめ、動物の適正な飼養について普及啓発に取り組みこととしております。 |
| アニマルハーモニー大阪、人と動物を「つなぐ」マッチングサイトを知っている人は少ないので、もっと広く活用されるように、インターネットや広報誌などで知らせるようにして下さい。 | 大阪府動物愛護管理推進計画では、終生飼養の適正な理解が進むよう普及啓発に取り組み、飼い主からの引取り相談に対して、相談者自ら新しい飼い主を探すなどの助言を行うこととしております。  なお、マッチングサイトについては、終生飼養の適正な理解が進むよう、飼い主からの引取り相談に対して、相談者自ら新しい飼い主を探すなどの助言を行う際に紹介してきましたが、今後も府内全体で広く活用されるよう関係者に対し更なるPRに努めていきます。 |

〇 「譲渡事業の推進」についてのご意見

|  |  |
| --- | --- |
| ご意見の概要 | 大阪府の考え方 |
| 大阪府も、保護活動ボランティアさんや、一般募集をインターネットや広報誌などで登録してもらって、自活不能な子猫や子犬も、殺さずに育てて生涯の飼い主を募集できるようにして下さい。 　飼い主募集は、大阪府動物愛護センターでの新しい飼い主さん募集と、保護活動ボランティアさん達による里親募集と両方を、常にしていくようにして下さい。 | 大阪府では動物を保護し、新しい飼い主を見つける活動をされている団体を譲渡団体として登録し、譲渡に協力いただいています。 （<http://www.pref.osaka.lg.jp/doaicenter/doaicenter/jyouto-nagare.html>） 　また、大阪府動物愛護管理センターにおいても、飼い主さん募集中の動物について、写真や動画を発信しております。  （公式Instagram（＠osaka\_pref\_anihamo））  なお、離乳期の子猫や健康状態の悪い動物等については、専門的な設備や体制の整っている動物病院へ委託するなど、手厚い管理を行った上で譲渡につなげています。  大阪府動物愛護管理推進計画では、収容動物の譲渡を推進することとしており、譲渡機会拡大に向けた民間企業や動物愛護団体との連携強化により、譲渡の仕組みを充実することとしております。 |
| できるだけ譲渡する。 |
| 動物の殺処分機の即刻撤廃と導入の中止。 | 大阪府では、環境省の「動物の殺処分方法に関する指針」に基づき、できるだけ動物に苦痛を与えない方法で実施しています。  なお、今後、新たな機器を導入する予定はありません。  （<http://www.pref.osaka.lg.jp/doubutu/douaicenternituite/index.html>） |

〇「動物取扱業の適正化」についてのご意見

|  |  |
| --- | --- |
| ご意見の概要 | 大阪府の考え方 |
| ペットショップの生体販売の段階的廃止 (保護猫、犬がこれだけたくさんいるのに生体販売を許せばいつまでたっても不幸な命の数は減りません。蛇口を閉めるのは当然の事だと思います。) | 大阪府では動物取扱業者に対し、生体販売時の説明を徹底するよう指導しています。  また、大阪府動物愛護管理推進計画では、令和元年度改正の動物愛護管理法による、動物取扱業者における飼養管理基準の具体化などの新たな規制が遵守されるよう、府及び政令市による周知と監視指導に努めることとしております。  なお、飼い主に対しても、その責務の徹底のため、動物の適正な飼養について普及啓発に取り組むこととしております。 |
| 野良猫や野良犬が増える根元はペットショップの生体販売が安易に行われ、生涯飼育の責任もなくかわいいだけで購入出来る制度が原因。まずそこからの改善規制が必要と思います。諸外国の様にペットを飼育したい人は保護団体やブリーダーから譲ってもらう事。 |
| 生体販売についてもメディアに左右されて一時的な趣向に走る人が後をたちません。そもそも食肉ではない生き物を売買する事を中止すべきです。ペットショップを規制しても、安易な飼い主の意識にさほど影響を与えません。無責任な行為の結果生じる犠牲にお金と労力を費やすことより、水道栓を閉めることの方が先決であると考えます。 |
| ペットショップの廃止。 |
| 生体販売も止める方向に向かってほしいです。死ぬまで繁殖目的で不衛生な場所に閉じ込められるとかよく聞きますし、生まれた子猫も親や人と関われる大切な時間をショーケースで過ごしているのを見ていると命の冒涜にすら思えます。 |

〇「動物の遺棄虐待の防止」についてのご意見

|  |  |
| --- | --- |
| ご意見の概要 | 大阪府の考え方 |
| 動物虐待に関する大阪府独自の罰則の強化とアニマルポリスの設置を求めます。(動物虐待をしている動画、画像投稿者含む) | 令和元年度の「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により動物虐待に対する罰則が厳罰化されたところです。  大阪府では、令和元年１０月、動物の遺棄虐待についての相談窓口を一元化した「大阪府動物虐待通報共通ダイヤル（おおさかアニマルポリス＃7122）」を開設し、警察、政令市、中核市と連携しながら動物の遺棄虐待防止に取組んでいます。  大阪府動物愛護管理推進計画では、動物の遺棄虐待防止の啓発や通報窓口の周知徹底を図るため、大阪府動物虐待通報共通ダイヤル（おおさかアニマルポリス#7122）のPRに取り組むこととしております。  また、速やかな情報共有により警察、政令市、中核市との連携を強化し、動物の遺棄虐待防止に取り組むこととしております。 |
| 動物、特に猫の虐待事件は全国で非常に多くなっているので、警察による動物虐待犯の検挙強化を、大阪府警察に働きかけて下さるようにお願い致します。 　猫などの虐待、殺害犯が、エスカレートして女性や子供に暴行、殺人を犯すようになる事は、海外でも日本でも大変多いので、アメリカなど他の先進国では、動物虐待への警戒や罰則は厳しくされています。大阪がより一層、全国のモデルとなるよう、警察と連携して強化して下さるよう、お願い致します。 |
| 動物に対する刑法が軽すぎます。動物の虐待や事故に対して絶対に許せないし許すべきではないです。人に対する刑法と同等の刑法へ法を改正するべきです。 |
| 個人、または近隣の猫ボランティアさんの協力を得て野良猫の避妊去勢手術をしたり、里親募集をしています。 　動物の虐待も数多く見受けられますが、虐待に関して警察もほとんど動いてくれませんでした。 　法整備で、虐待や飼育放棄での捨てる行為はもっと厳罰化して欲しいです。 |
| 大阪市が運営している天王寺動物園は、動物愛護ではなく、動物を見世物にした動物虐待ではないのか。 　天王寺動物園の民営化や廃園を計画化する思い切った施策を期待しています。 | 動物園を含め動物取扱業に対しては、今後も引き続き動物愛護管理法に基づき適切に監視指導してまいります。  なお、民営化や廃園については大阪市にご意見を届けさせていただきます。 |

〇「周辺の生活環境の保全」のうち所有者のいない猫対策についてのご意見

|  |  |
| --- | --- |
| ご意見の概要 | 大阪府の考え方 |
| 野良猫が増える原因の一つに飼い猫の未手術、放し飼いがあると思います。オス猫は不妊手術の必要が無いと思ってる方も多いです。 　オスもメスも野良猫も飼い猫も、不妊手術の必要性を強く行政の立場から啓発して欲しいと思います。 | 大阪府動物愛護管理推進計画では、所有者のいない猫が増える原因の一つとして、不妊措置していない飼い猫の屋外飼育が関与していることから、飼い猫の室内飼養の普及啓発を徹底することとしております。  また、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準に基づく猫の室内飼養についても、普及啓発に取り組むこととしております。 |
| 保健所が安易に引き取りをしないことはいいことですが、自身で新しい飼い主を探すように指導してもどれだけの方が実際に探されるでしょうか？結果、遺棄が増えると思います。保健所に連れて行かれないように首輪を外さず遺棄することもあるそうです。飼い主がいるかもしれないのでTNRもできずとても困ります。室内飼いの徹底を行政からも強く指導して頂きたいです。 |
| ご意見の概要 | 大阪府の考え方 |
| 大阪市の話になりますが、街ねこ制度だけでは不十分だと考えています。地域住民の理解が最も難しいからです。とにもかくにも蛇口を閉めることが第一優先です。地域猫でない野良猫の不妊にも助成をして頂きたいです。 | 大阪市にご意見を届けさせていただきます。 |
| 野良猫の餌やりについて、餌やりをするなら必ず不妊手術をするようにルールとして頂きたいです。野良猫を増やしているのは無責任な餌やりの方です。その自覚がありません。 　私は2年半で102匹以上の不妊手術をしています。それだけ手術をせずに餌だけあげてる方が多いのです。 　高齢の方やネットに疎い方はやり方もわからないかもしれません。行政でアドバイスができないのなら、地域のボランティアに繋げるようにすべきではないでしょうか。丸投げされるのは困りますが、捕獲器を貸したり、捕獲のお手伝いをしたり、価格の安い病院を教えたりなど協力はできます。 | 大阪府動物愛護管理推進計画では、所有者のいない猫対策として、地域住民が合意の上、ルールを定めて猫の飼養管理を行う活動の普及啓発を実施することとしており、地域に対する府や市町村、獣医師会等と連携した支援、飼い猫の室内飼養や、無責任な餌やりが望ましくないことについての普及啓発に取り組むこととしており、無責任な餌やり行為については自治体による監視指導も進めていくこととしております。 　また、施策の実施にあたっては民間企業、関係団体、ボランティア等の関係者との積極的な連携協働を促進することとしております。  なお、令和２年度は新型コロナウイルス感染症対策の関係で休止しておりましたが、大阪府動物愛護管理基金を活用し、所有者のいない猫対策に取り組む地域団体等に対して、アドバイザー派遣をはじめ、地域の実情にあった共生の仕組みづくりを支援することで、所有者のいない猫がみだりに繁殖すること等を防止する所有者のいない動物を減らす事業を実施しております。 |
| 野良猫や野鳥に餌をあげる誤った動物愛護者がいるので、厳罰化を計画してほしいです。 |
| 現在繁殖している野良は行政がもっと積極的に避妊活動を行い一代限りの地域動物として面倒を見れる様、保護団体を支援して下さい。特に野良猫は大変数が多く個人的にTNRをされ世話をされている方々が沢山いらっしゃいます。先ずはそういう方々と連携をとり早急に避妊活動をするべきです。それが殺処分ゼロへの正しいプロセスではないでしょうか？ |
| 所有者のいない猫と共存していくため、住民に地域猫への理解を求める啓発を行う。(市が行っている餌やり禁止ポスターなど廃止) |
| 地域猫活動の内容を地域住民の方へ理解と協力を求める事から始めるべきだと思います。餌やりしている事が悪いと示すような内容のチラシを配布する事が推進計画だとは思えないです。ボランティアの方々のTNR活動や取り組み等の内容を知って貰うべく行政に動いて頂きたいです。 　子供達に対して、命の大切さを学んで貰う上でも必要で大切な事だと思います。 　「野良猫」ではなく「地域猫」として認識して貰えるような働きかけをしていく事が、この推進計画に必要なのではないでしょうか。 |
| 大阪府の愛護動物センターで所有者のいない猫の対策を強化してほしいです。殺処分をゼロにするにも、収容を減らすにも、地域のトラブルを減らすにも野良猫を増やさないTNRが必要です。 　環境省も猫問題には地域猫活動を推奨しています。もっと動物愛護センターでできることがあるはずです。 　去年は愛護基金のモデル地区のTNRもされてないとききました。今年こそ、積極的にTNRの啓発活動をお願いしたいです。 1.住民説明会など地域猫活動セミナーをする 2.TNRのガイドラインをつくる　マニュアル作成 3.助成や手術をセンターで行う　早期不妊手術の施行 4.譲渡のお手伝い　譲渡会開催場所提供　民間と連携 5.イベント、広報、啓発、捕獲器の貸し出し 6.相談窓口を作る、登録ボランティアとの連携を取る 　行政の役割であるコーディネートや広報、啓発を行ってほしいです。猫が過剰繁殖してるのだから、社会で繁殖制限に取り組む必要があります。 　外で子猫が産まれないように、餌やりでもめないように多頭飼育崩壊が起こらないようにもっとできることをやっていかないとなりません。ボランティア、地域住民と助け合ってTNR先行型の地域猫活動で問題解決していきたいです。 |  |
| 計画案の中に、殺処分の原因として「所有者不明猫への餌やりや遺棄により繁殖した仔猫」とありました。 　しかし、仔猫が繁殖した原因は餌やりではなく、“不妊手術をしないから”です。 　大阪市は公園での餌やりを認めています。 　なぜかというと、現状、所有者不明猫が存在している状態では、餌やりを行わないと捕獲して手術することが困難だからです。 　私も餌やりが決して好ましい行為だとは思いません。 　餌をやる対象である、所有者不明猫がいなくなることが、第一の目的です。 　そのためには、まずは手術、ではないでしょうか？ 　餌やりを禁止するということは、「所有者不明猫は飢え死にさせて減らしていこう」と言っているに等しい。 　先進国である日本の、第二の都市である大阪府が掲げる指針としてふさわしいとは、到底思えません。 　つまり、所有者不明猫がいなくなるまでは餌やりを認める。 　ただし、餌をやる人には「必ず該当猫の不妊手術を行うこと」を義務付ける。餌をやる地域は公共の場に限定し、該当地域の清掃も義務付ける。 　そして、不妊手術を行うための啓発活動、ならびに金銭的・技術的なサポートを、大阪府が行うのがあるべき姿ではないでしょうか。 | 大阪府動物愛護管理推進計画では、所有者のいない猫に対して餌をあげることを一律に禁止するのではなく、無責任な餌やりが望ましくないことについての普及啓発を行うこととしております。  所有者のいない猫への対策としては、地域住民が合意の上、ルールを定めて猫の飼養管理を行う活動の普及啓発を実施することとし、所有者のいない猫対策を行う地域に対して府や市町村、獣医師会等の連携による支援や、所有者のいない猫対策に関する情報発信、飼い猫の屋内飼養についての普及啓発、無責任な餌やりが望ましくないことについての普及啓発を行うこととしております。 |
| 計画書には猫を殺処分するのは所有者不明猫への餌やりや遺棄による繁殖が原因と書かれてありますが、猫が繁殖するのは餌やりではなく、去勢、不妊手術をしないからであります。殺処分をゼロにするには東京都千代田区の取組を手本とし、役所が民間の協力員、病院と一体となって所有者不明猫をTNRすべきです。単に「餌やるな」ではこの問題は解決しません。飼い猫でも所有者不明猫でもお腹を空かした子に餌を与えないのはネグレクト行為であり動物愛護法の趣旨に反します。 |
| 所有者のいない猫への無責任な餌やり等により繁殖した子猫とありますが、ご飯をあげなければ飢えて死んでしまいます。現状は一般人が所有者のいない猫たちを避妊去勢しています。市から出る補助も最低限の金額なので実費が必ず発生します。愛護センターの獣医師は殺処分をするためではなく、避妊去勢をする獣医師へと移行できないでしょうか。 |
| 猫の引取りのほとんどは、所有者のいない猫への餌やりにより繁殖した子猫となっているので、野良猫の不妊手術を全額助成金として、登録されている保護活動団体や、地域の自治会にも交付する事とし、自治会には、猫の持ち込みではなく、地域猫として不妊手術をして適正管理するように促して下さい。 また個人での申請も、領収書の提出があれば助成するようにして下さい。 　ＴＮＲ専門の動物病院設立に補助金を出して、ＴＮＲ専門病院が増えるようにして野良猫の不妊手術をするようにしたら、費用が抑えられます。 |

〇「周辺の生活環境の保全」のうち多頭飼育についてのご意見

|  |  |
| --- | --- |
| ご意見の概要 | 大阪府の考え方 |
| 環境省が「多頭飼育対策ガイドライン」（案）を作成し、福祉部門やボランティアとの連携を促していますが、大阪府における多頭飼育崩壊への対策が明確ではありません。もう少し踏み込んだ施策をお願いします。 | 環境省では、動物愛護管理部局が福祉部局等との連携を強化した、周辺の生活環境の保全等を図る措置の在り方に関するガイドラインを令和３年３月26日に公表したところです。  大阪府動物愛護管理推進計画においては、市町村や福祉部局などの関係部局との連携強化を図り、多頭飼育を原因とする生活環境被害を防止することとしており、 環境省のガイドラインを参考にしながら、市町村や他部局との連携の在り方について、検討を進めてまいります。 |
| 多頭飼い、環境被害や住民トラブルに発展する迷惑な餌やり行為は高齢者に多く、未然に防ぐためには、高齢者福祉と動物の問題を絡めて考えていく事が必要だと思います。 |
| 「適正飼養」については、多頭飼育崩壊を未然に防ぐための多頭飼育届け出の徹底とありますが、ずいぶん前から掛け声ばかりで具体的に取組まれていないように思えます。 | 多頭飼育の届出については、市町村の飼犬登録窓口や、動物病院での配架に協力してもらうなど、周知に努めているところですが、更なる周知徹底に努めてまいります。 |
| 高齢の方が一人で何十匹も飼育していることもあります。保健所でも譲渡の年齢制限はありますし、例え家族が保証人になろうとも明らかに多過ぎる頭数には制限が必要だと思います。 | 多頭飼育については、動愛条例に基づく届出の促進及び監視の強化、責任ある動物の飼い方の普及啓発、望まない繁殖を防止するための不妊去勢手術の徹底などにより、適正飼養の更なる推進に努めてまいります。 |

〇「危機管理部局等と連携した災害対策」についてのご意見

|  |  |
| --- | --- |
| ご意見の概要 | 大阪府の考え方 |
| 災害時などのペット同行避難可の避難所の公開と増設。 | 動物愛護管理推進計画では、府は、同行避難してきたペット連れ被災者の避難所等への受入れについて、市町村に対し技術的支援を行うこととしており、市町村が作成する地域防災計画における、動物の取扱い等の明確化、獣医師会や動物愛護推進員等と連携した動物救護体制の整備、同行避難にかかる体制整備の推進及び普及啓発等を働きかけています。 |
| 「ペット防災」への積極的な取り組みは大いに賛成です。しかし、大阪府動物愛護管理センターが立地する羽曳野市では、今現在、同行避難を推進する計画をお持ちでないように見受けられます。まず、足元の市町村から「ペット防災」への意識啓発をお願いします。 |